働くもののいのちと健康を守る全国センター
全国センター通信
働くもののいのちと健康を守る全国センター
発行責任者：岩永千秋
〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4
平和と労働センター・全労連会館6階
Tel（03）5842 - 5601
Fax（03）5842 - 5602
毎月１日発行
年額 1,500 円（送料込、会員は会費に含む）
http://www.inoken.gr.jp

小さな力を合わせていけるよう、忘れません。伝えます。

福島第一原発事故の被害と労働実態を知る北九州労健連ツアー に参加して

３月11日の大震災から１年半後、私は石巻に行きました。がれき処理の現状を見て、現場の声を聴くためでした。今回は、原発事故被災地でもあるいわき市に行きました。想定されていた事故にも関わらず、チェルノブイリ原発事故の教訓も生かされずに多くの人びとに苦難を強いています。

安全なくらし・職場を失った人たち

普通に暮らしていた人たちは、突然家族や家を失いました。原発で働く人たちは、本来健康的なスポーツをするはずの所であるＪビレッジが違う役割になってしまいました。今も、靴下を重ね履きし、通気性のない防護服・ゴム手袋・窮屈なマスク装着という厳重な装備で過酷な作業をしています。まさにサウナに入っている状況です。放射線量が規定に達すれば、クリアされるまで働くことはできません。人のために役に立ちたいという思いを持って原発に働きに来た人たちは、どんな思いだったでしょうか。日本人は働き者だと言われますが、ほどほどにしてほしいと思いました。

３年前で時が止まっている

あの時で止まった時計＝富岡

そして、私が見たもの―お天気がいいのに洗濯物を干していない。主の居ない家が立て続けにある。建設中の家が柱だけを残し建っている。道路はフェンスでふさがれ、「この先通行止め」の看板がある。除染廃棄物の黒い塊（フレキシブルコンテナバック。通称＝フレコンバック）が、おいしいお米を作るはずの畑に並べられている。放射線量は、ところによりメーターがぐんと上がる。自然の域を超えた放射線の影響で、３年前で時が止まっている町並み。

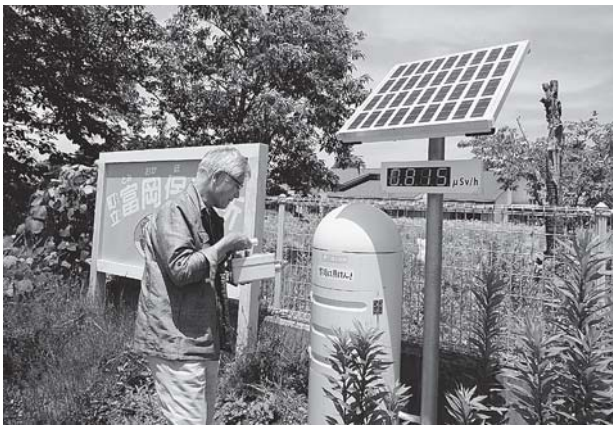
遊具が草で覆われ、放射線量測定器が設置された保育所

原発事故は、人災です。自然の驚異が原因ではありません。想定外でもありません。地域の人たちは、事故を想定して反対してきました。その声が届かず、起こるべくして起こった人災でした。

帰りの列車の中、いわきから段々遠ざかって行くにつれ、淋しい気持ちになりました。もっと多くの声を聴きたいと思いました。今はできませんが、また来てどんな様子か（よくなったことを願う）見たいと思います。

帰宅すると、福島第一原発５号機が不具合というニュース。「もっとちゃんとしなさい、人間たち」って天の声がしたような気がしました。

原発だけに頼らず、自然のありがたい恵み＝太陽・風・水と共に共存できますように。小さな力を合わせていけるように。忘れません。伝えます。震災から３年４カ月記。

（健和会労働組合　木村知子）

〈今月号の記事〉

ストレスチェック制度創設についての談話　２面
安全衛生活動交流　広島市民病院　３面
各地・各団体のとりくみ
京都／自治労連／奈良／大阪／手話通訳士協会／
自治労連／千葉職対連　４～６面
日本社会医学会自由集会講演／相談室だより　岩手　７面
ＣＥＡＲＴに申立ての追加情報を提出　全教　８面

談話

職場の実態改善に役立つ「メンタルヘルス対策の充実・強化」を求める 労働安全衛生法の一部を改正する法律の成立とストレスチェック制度創設にあたって

2014年７月30日　働くもののいのちと健康を守る全国センター　事務局長　**岩永　千秋**

労働安全衛生法の一部を改正する法律(以下「改正法」）が、６月25日公布された。「改正法」には「受動喫煙防止対策」や「心理的な負担の程度を把握するための検査」(ストレスチェック制度）の創設がもられている。

1、「いの健」全国センターは2010年に「医師、保健師によるストレスチェック」を義務化することを中心内容とした労働安全衛生法一部改正案が出された時からメンタルヘルス対策には結びつかず職場に混乱をもたらすと問題を指摘し、義務化反対の意見を表明してきたところである。「改正法」では労働者の受診義務に関する規定は削除されたもののその内容にはなおいくつかの課題が存在すると指摘せざるを得ない。

2、「改正法」の心理的な負担の程度を把握するための検査等の概要は、①医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施を事業者に義務づけ。ただし、従業員50人未満の事業場は当分の間努力義務。②ストレスチェックを実施した場合には、事業者は検査結果を通知された労働者の希望に応じて医師による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないとしている。

具体的な検査の内容については厚生労働省令で定めることとされているが想定されている検査項目は、当初「職業性ストレス簡易調査票」から抜き出した９項目の自己式問診票での調査が念頭に置かれていた。しかし、産業衛生学会等専門家からの意見や国会審議を通し、「仕事の量」や「職場のサポート体制」など職場分析の視点がないことが指摘され、法案成立後、推奨項目を増やす方向で検討が行われている。労働者本人のハイリスクチェックから「仕事のストレス要因」や「周囲のサポート」に領域を広げることは評価できると考える。しかし、科学的にも十分な効果について検証がされていない検査結果によって労働者が「評価」されること、「問題を有するとされた労働者」に対応する体制がととのっていないことなど、現時点で検査の義務化には多くの問題があると指摘せざるを得ない。また、労働者の受診義務ははずされたものの、検査を受けないこと、医師に相談しないことでの不利益につながる可能性がある。

新制度により、労働者、特に非正規労働者が不利益を被ることのないようにすることは、導入の最低条件である。

50人未満の事業場について検査の実施が努力義務とされたが、取り組みが遅れている中小零細企業にこそメンタルヘルス対策強化が求められている。産業保健総合支援センターでのメンタルヘルス支援事業などを抜本的に強めることが求められている。

また、検査の機会を与えることが義務づけられてはいるが、その結果をどう生かすかは労働者個々の判断に任されているという構造になっている。検査を行ってさえいれば事業主の安全配慮義務は果たしたということでは、真のメンタルヘルス対策にはならないと考える。

3、創設される検査制度を生かしていくためには、それぞれの事業所において、事業所全体で総合的なメンタルヘルス対策を取ることが重要であり、面接指導による結果としての就業面での配慮を含めた対応について事後処置の進め方等をあらかじめ明確にして、労働者が予想できる方向性を示し、安心して対応を求めることができるようにするなどの具体的な指針を策定することを求める。

4、「改正法」付帯決議にある「ストレスチェック制度については、労働者個人が特定されずに職場ごとのストレスの状況を事業者が把握し職場環境の改善を図る仕組みを検討すること。また、小規模事業場のメンタルヘルス対策について、産業保健活動総合支援事業よる体制整備など必要な支援を行うこと」について、省令、指針等での具体化を求める。

第４回作業関連性筋骨格系障害
日韓共同シンポジウムのご案内

日時：11月16日（日）９時～17日（月）15時
会場：滋賀医科大学　看護第１教室
テーマ：農民の筋骨格系障害　筋骨格系障害をめぐる日本・韓国のトピックス・一般演題
参加費：シンポ：3000円／交流会2000円
主催：日本産業衛生学会・作業関連性運動器障害研究会
後援：「いの健」全国センター・社会医学研究センター
申込先：滋賀医科大学社会医学講座・衛生学部門
e-mail：hqpreve@belle.shiga-med.ac.jp

シリーズ　安全衛生活動の交流　**第27回**　**広島市民病院**

労使同数の委員会で「健康管理は個人責任」を克服

広島市民病院の安全衛生委員会は、毎月第３金曜日16時から開催しています（開始当初は年4回）。

委員会は労働安全衛生法に基づき構成され委員長（副病院長）以下、労使同数で６人ずつを委員に選出しています。定例の議題は①職員の職種別時間外状況調べ、②長期病休者（１カ月を超えて病気休暇中の職員の病名と期間・職場復帰状況）、③定期健診の受診状況、④院内巡視状況（喫煙・職場の作業環境の点検等、「いの健」広島センターで開かれた講習会をヒントに安全衛生規則の各項目の中からひとつの項目に絞ってチェック）、⑤その他（定期健診項目の見直し､特殊業務従事者の健診の見直し等）を取り上げ、活発な意見交換を行っています。また年に１回程度、安全衛生委員会主催の講演や学習会を開催しています。

2013年度は整形外科主任部長を講師に迎え、「腰痛とボチボチ付き合う方法－非特異的腰痛とは」と題し、腰痛の研修会を行いました。

安全衛生委員会の効果として、開催することで職場の勤務実態が浮き彫りにされ労使がその現実を同じレベルで理解することができる、勤務実態の中で安全衛生基準や労働基準法に違反する点の労使でのチェックは職場の勤務実態や勤務条件の改善につながる　ということがあげられます。

労使交渉のような場面も

労働者側の委員は全て労働組合の執行委員であり、安全衛生委員会を組合の要求をぶつけ、実現する場としてもとらえていました。毎回の委員会で労使交渉のような場面もあり、委員長から「ここは交渉の場ではない」と指摘を受けることがしばしばあったと聞いています。

また病院職場独特の、「健康管理は個人の責任」という意識が強く、使用者・事業所としての職員の健康管理に対する責任感が薄かった時代に、職員用保健室や職員担当保健師の配置を要求し、実現しています。

保健室・保健師の役割

1995年度の広島市民病院の職員数は非常勤職員を含め約1300人を数えていました。それ以前から1000人を超える職員の健康管理を、事務部門だけで行うことについて疑問を投げかけ、職員担当の保健師の配置や保健室の設置を要求していましたが、同年、保健室が設置されました。98年には、保健師が配置され、職員健診や健康管理に関する実務を担当することになりました。以後、保健室主導で職員の健康管理が行われています。

メンタルヘルス相談窓口を保健室に設置

メンタルヘルス対策が健康管理の大きな割合を占めるようになり、2004年にメンタルヘルス相談窓口が保健室に設置されました。これ以降、メンタル不調がある職員は、保健室経由でカウンセリングや神経内科への受診をするようになりました。現在、新規採用者研修にもメンタル不全対策のカリキュラムを設け、職員担当保健師が講師を務めています。保健室への相談件数も増加しており、2013年度は延べ220件でした。

メンタル不全による病気休暇が長期化しています。復職については産業医が関与していますが、当院では安全衛生委員会で作成した「復職支援プログラム」を活用し、保健師や職場の管理職が一体となって復職をサポートしています。

これからも、安全衛生委員会を活用し、職種を越える連携を行い、働き続けられる職場づくりに力を入れていきます。

（広島市民病院職員労働組合　濱　喜代子）

広島市民病院安全衛生委員会の主な活動経緯

1995年	職員用保健室の設置
1998年	保健師の配置、年６回開催に
2004年	メンタルヘルス相談窓口の設置、健康診断の段階的な充実、対象者の拡大＝35歳以上に成人病検診実施（２年以上勤務の臨時・パート職員にも）、ワクチン接種の拡大＝肝炎ワクチン無料・インフルエンザワクチン（薬剤費のみ自己負担）、年12回定例化に
2006年	院内ＬＡＮによるメンタルヘルス相談窓口の開設、電子カルテ導入によりVDT作業検診の対象範囲拡大の検討（電子カルテ入力従事職員にアンケート調査）
2012年	新規採用者全員に風疹・麻疹・耳下腺炎・水痘抗体検査および希望者にワクチン接種（薬剤費のみ自己負担）

各地・各団体のとりくみ

京都　職場に労働安全衛生の風を
第10回働き方を見直す京都集会

「第10回ＳＴＯＰ！ザ・働きすぎ！　働き方を見直す京都集会」が７月５日、ラボール京都で開催され、175人が参加しました。

100人を超える参加者が、４つの分科会に分かれて学習交流しました。第１分科会「職場のストレス、パワハラ、メンタルヘルス対策を考える」、第２分科会「長時間･夜勤労働を考える」、第３分科会「労災と職場改善、労働組合の役割」、第４分科会「どう守る？労働組合のない職場での労働者の権利」と、それぞれのテーマで報告交流しました。

全体会には、会場いっぱいの参加者で、テレビで放映された「ダンダリン」の原作者・田島隆さんの講演に､笑い声も沸き起こり熱心に聞き入りました。田島さんは、ドラマのエピソードや裏話にもふれながら､「法律で人は救えるが、法律は国家権力でもある。法律を操る者は慎重で思慮深くなければならない」と話しました。

吉岡徹実行委員長は開会挨拶の中で、安倍政権のもとで更なる労働法制の改悪が狙われ、残業代ゼロの方針まで閣議決定されたことに触れ、「労働者が団結して安倍政権に立ち向かっていこうと」呼びかけました。続いて、いのちと健康京都センターの新谷事務局長が、基調報告を行いました。10年前にこの集会が始まったとして、この10年間の構造改革路線のひずみが明らかになってきていることを詳しく説明しました。続いて安倍政権の労働政策について批判し、過労死防止という今まで法律に明記されなかったことが、法律として成立したことを力に、職場に「労働安全衛生の風を吹かせる」ことが重要だと呼びかけました。その後、京都におけるたたかいとして､「過労死防止基本法の制定を求める運動の意義」について、全国過労死家族の会代表の寺西笑子さんが報告。全印総連京都地連の井上俊幸副委員長は、「プリントパックと労働者のたたかい」の報告を行いました。　（京都センター　新谷一男）

講演する田島隆氏

自治労連　命を賭した職務執行に適切な判断を
「特殊公務災害」の認定広がる

地方自治体で災害応急対策に従事する職員が、その生命または身体に対し高度な危険が予測される状況下において、天災等の発生時における人命の救助その他の被害の防御というような職務に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合、補償の額をかさ上げする制度があります。これを「特殊公務災害」といいます。

東日本大震災では、自治労連単組のある岩手県沿岸部の陸前高田市、大槌町、釜石市の２市１町で102人の職員が津波などの犠牲となっていますが、地方公務員災害補償基金岩手県支部の説明が不十分だったこともあって、特殊公務災害の認定申請を全く行っていませんでした。一方で、宮城県内の自治体では、認定申請を行っていましたが、基金支部は申請のほとんどに非該当決定を行い、遺族は支部審査会へ審査請求を行いました。今年２月の衆議院予算委員会で、日本共産党・高橋ちづ子議員の質問に対し、総務大臣は「人のために頑張った、命を賭して職務を遂行しようとした、そういう人たちの思いというものをきちんと伝えて､状況を説明すること、それが適切な判断につながっていくものだ」と答弁し、その後相次いで支部審査会で非該当決定が取り消されています。

基金本部も、５月１日付けで「(支部審査会で)特殊公務災害が認められた事案と同様の状況で発生した事案について、特段の配慮を行う必要がある」という通知を出し、自治労連も全教とともに基金本部と懇談しました。この通知を受けて、陸前高田市では遺族に対して特殊公務災害の申請手続きについて説明に伺うとの文書を６月18日に出しています。釜石市では、該当者が４人なので、個別に連絡し対応するとしています。

岩手自治労連では該当３単組と弁護士を交えて対策会議を開催し、かなりの事案が特殊公務災害に該当すると考えられることから、該当自治体に要請することとなり、６月27日に大槌町へ要請書を提出しました。

自治労連・岩手自治労連・各単組は、自治体職員が大震災による危険の中で使命を全うした証として、１人でも多くの特殊公務災害が認定されるよう運動を強めていきます。　（自治労連　杉本　高）

各地・各団体のとりくみ

奈良

熾火（おきび）のように粘り強く訴え続ける
第８回総会開催

６月25日、奈良市内で第８回総会を開催しました。14人が参加しました。

永松孝志副センター長の挨拶

総会では、過労死等防止対策推進法が成立したことを受けて、参議院厚労委員会での「過労死家族の会」の寺西笑子さんの参考人発言をビデオで紹介。また、ディーセント・ワークへの理解を深めるために、ＩＬＯ作成のビデオ「I Love Decent Work 」も視聴しました。

永松孝志副センター長（医師）は挨拶で、「労安問題の重要性について口を酸っぱくして訴え続けることが私の役割だ」と奈良センターの果たすべき役割を強調しました。谷山義博事務局長が議案を提案。「奈良センターの活動が低調なのは、各組合の労安活動が低調であることの裏返し。熾火のように粘り強く訴え続けることが重要だ。今の労働者の働かされ方は、勤労の権利を阻害している。しかも、安倍政権は『岩盤規制を打破する』として労働法制の改悪を一層進めようとしている。労安活動は、働く権利を守る労働組合の基本的活動だ」と報告しました。参加者からは、「パワハラ問題の相談が増えている」「労働時間問題で労働局に申し入れた」等活発な発言が出ました。方針を確認し、総会は成功裏に終わりました。　（奈良センター　谷山義博）

大阪

いのちと健康が最優先の課題
第21回安全衛生基礎講座を開催

労安活動の基礎的学習と職場・組合の労安活動の担い手を養成することを目的とした大阪労働健康安全センター主催の第21回安全衛生基礎講座が、６月28日・７月12日の２回にわたって開催され、のべ79人が参加しました。１回目は、「若者・非正規労働者の働くルール」（中西基弁護士・民法協事務局長）、「労安活動のＡＢＣ－労安を取り組めんで何が労働組合じゃ」（木下恵市･全国センター参与）をテーマにした講演がありました。

２回目は、「産業カウンセラーから見た職場のメンタルヘルス」（産業カウンセラー・福田茂子氏）、「職場で生かす労働安全衛生法」（近藤雄二・天理大学教授）から話を聞きました。今回も昨年に続いて、両日とも討論時間を40分設定し、講師への質問や意見が出されて内容が深まり、今日の情勢の下でいのちと健康の課題が特別のものでなく最優先の課題として取り組むことの重要性を共通認識にすることができました。アンケートも43人から提出され、もう一度聞きたいという声が数多く寄せられました。　（大阪センター　村上　茂）

手話通訳士協会

労基法上の労働者としての確立を
手話通訳者向けリーフレット発行

一般社団法人日本手話通訳士協会は、今年３月、リーフレット『登録手話通訳者の労働者性確立にあたって』を発行し、学習を呼びかけています。

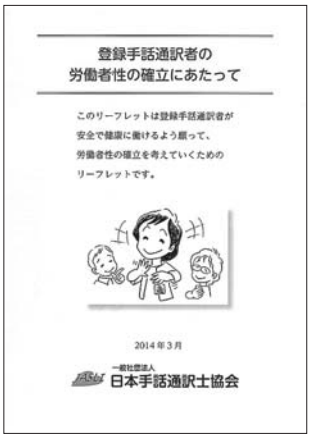

登録手話通訳者は全国で4000人おり、日常的に聴覚障害者の生活支援の活動をします。政見放送・記者会見・講演をはじめ、病院・学校・行政機関などに同行して、手話活動と意思疎通の支援を行っています。

しかし現状では、登録手話通訳者のほとんどが労働者として認められない現状で、病気や怪我・通勤途上災害に対する補償が労災保険や公務災害の適用外とされる状況があります（同じ形態で働いている訪問介護ヘルパーは、2004年に厚労省が労働者として明記しています）。このため、埼玉県の頸肩腕障害の労災裁判では、「労働者ではない」として、頸肩腕障害が業務上と認められませんでした。

同協会では、６月７日通訳士学会を開催し、社医研センターの村上理事の講演を行い、労働基準法上の労働者として安心して働ける環境の整備を求めていく学習活動を行っています。

（社会医学研究センター　村上剛志）

各地・各団体のとりくみ

自治労連　働き続けられる職場環境づくりを
自治体にはたらく女性の全国交流集会

6月28～29日、「第34回自治体にはたらく女性の全国交流集会」が静岡市内で開かれ、614人が楽しく学び交流しました。

記念講演はジャーナリストの斎藤貴男さん。「『戦争ができる日本』なんて、ありえない！私たちの生活を変えてしまう改憲・壊憲の動き」をテーマに、安倍政権が集団的自衛権の行使容認を閣議決定する直前の情勢にまさにタイムリーな内容でした。

健康問題が切実な要求になっていることを反映し、集会では、働き方の問題や健康・母性保護・メンタルヘルスのテーマが常に分科会でとりあげられています。今回は､「落ち込みから元気になる方法」と題し、メンタルヘルスを保つスキルを心理学からアプローチする講座（講師:聖徳大学･鈴木由美氏）と、母性保護の分科会が企画されました。

「母性保護」分科会は、「知ってまもってイキイキと　～私たちの母性と生き方～」と題して、大阪自治労連母性保護講師団の小椋芳子さんを講師に行われました。小椋さんは、生理休暇制度が誕生した背景から話を始め、取得の実績を積んで妊娠出産の権利を拡大した1960年代、平等要求を逆手にとった保護抜き平等の攻撃がはじまった1970年代、男性労働者なみ働かせ方の強要や、母性保護縮小・廃止などの権利攻撃が顕著となった1980年代と、これまでの母性保護をめぐる経過を説明。母性保護運動は戦前の女性労働者のたたかいを引き継いだ長年にわたる要求運動である、と強調しました。権利は、取得が当たり前になるまでとり続けることが大切、いつまでも生き生きと働き続けられる環境づくりを進めようと呼びかけられました。

膝をまじえて母性保護の分科会

参加者からは、「先輩たちが勝ちとった権利は使わなければならない」「権利が『あたりまえのこと』との考えを広めることが使命と感じた」「男性も一緒に、若い時からの学習が大事。権利をちゃんと行使しないと、職場が追い詰められていく」などの感想が寄せられました。　（自治労連　水谷　文）

千葉職対連　県民の窓口として相談活動を継続
千葉職対連第40回総会を開催

７月12日、船橋市勤労市民センターで第40回千葉労災職業病対策連絡会の総会が開催されました、参加者は11団体・個人26人でした。

阿部会長はあいさつの中で特定秘密保護法制定や集団的自衛権の解釈変更等の安倍内閣の危険性にふれ、「過労死防止法」が成立したが、労働法制規制緩和で成果主義賃金となり、現在より長時間労働がまかり通り健康破壊が進むこと。社会問題になっているブラック企業での若者の働かされ方、安倍内閣が推進している「世界で企業が一番活動しやすい国」の裏返しが労働者の使い捨て（生涯派遣や非正規雇用）政策であると問題喚起しました。

その後、活動報告・決算・会計監査報告・方針・予算が一括して提案、全会一致で採択されました。

39年間の活動を経て、時代と共に疾患も変化してきていること（頚腕・腰痛等の筋骨格系疾患から長時間過密労働による過労死やメンタル不全等の精神疾患へ)、相談件数が2012年度より半分程度に減少してきていることの１つの要因に、インターネットで検索すれば制度を理解することが出来ること、相談機関も多数存在することなどが報告されました。

閉会挨拶をする藤野副会長

８人から発言があり、健康被害とそれをどう防ぎ、不幸にも健康被害を被った場合きちんと労災で認めさせ必要な治療を受け、職場復帰を勝ち取っていくことの重要性が発言されました。弁護士からは労働組合のない事例の場合に困難が伴うこと、労働組合がきちんと労災問題（健康破壊）を活動の一環として取り組む必要性について、また、活動の柱である「職業病なんでも相談会」に参加していきたいとの積極的な発言がありました。

閉会あいさつで藤野副会長は、職対連結成からの参加であること、相談回数が439回に達していることにふれ、これからも県民の相談窓口として相談会活動をきちんと取り組んでいくことの決意が語られました。　（千葉職対連　脇村元夫）

労働安全衛生分野の研究を働く人とともに

第55回日本社会医学会総会・自由集会「山田信也先生を囲んで」

７月12日～13日、第55回日本社会医学会総会が名古屋大学で行われ、２日目に「山田信也先生を囲んで―労働と健康」が学会の自由集会として開催されました。

労働衛生分野の自由集会を開催

この企画は、社会医学会の中でもっと労働衛生の分野に関心を深めてもらうことを意図とし、昨年より開催。昨年は、福地保馬理事長が「いの健」全国センターの活動の到達点と課題を報告しました。

今年は、「いの健」全国センター初代理事長の山田信也・名古屋大学名誉教授が、「私の社会医学の歩みを振り返って」と題して講演を行いました。山田先生は、1955年に名古屋大学を卒業。労働衛生を専門とし、職業病の早期発見と予防をめざして研究を続けてきたこと、研究活動の中で労働者から勉強会を依頼されたことをきっかけに名古屋大学に労働衛生相談室の設置を実現させたこと、また相談室での教訓等をその当時の思いとともに語られました。

学問の成果を働くひとのものにする工夫が大切

大学での相談室の活動は、５年間続きました。相談室には、活動について新聞などで知った医師や保健師・労働者個人からの相談が次々と持ち込まれ、ノルマルヘキサン中毒や林業労働者の白ろう病問題などの労災基準の変更や、振動障害の予防のための規制づくりにつながっていきました。

山田先生は、活動を通じての教訓として、「共同する力を集める努力で解決策を見つけていく」ことを強調。問題によって共同する相手は様々に違うけれど、みんなで力や知恵を出し合って解決の方向を探し、教訓化するのも学会の仕事の１つ、と話されました。また、実践をめざした研究を積み重ねていくこと、そこで得た成果を働く人たちが自分で考えることが重要で、解決策を職場の仕事の教訓として活かすことが大切と強調されました。

職場の活動家養成にも力を

山田先生の講演後、現在の労働衛生分野の実践として、「いの健」全国センターの活動を田村昭彦副理事長が報告。職場の活動家養成のためにも、研究者の協力を訴えました。

講演後の意見交換では、過労死防止対策推進法からの教訓、非正規労働者の安全衛生、学校での労働安全衛生教育の重要性などについて意見が出され、引き続き討議し、深めていくこととなりました。

（全国センター　岡村やよい）

講演する山田信也先生

シリーズ　相談室だより（91）

退職しても組合に入れますか？

某大学の警備の仕事をしていたＦさんは、60歳をもって退職しました。勤務していた３年９カ月の中で、「勤務途中に突然基本給が切り下げられたこと、深夜手当も残業手当もなかったこと」に疑問と不満をもった退職でした。

その後、友人から退職後であれ、一度いわて労働相談センターに相談してみたら……とアドバイスを受け、その足でセンターを訪問。「いわてローカルユニオン」を紹介されて、加入しました。この中でＦさんは、職場に労働組合がなくても、１人でも加入でき、加入すれば「交渉権」が発生することを知りました。

このときＦさんから、「退職してしまったのに本当に組合に入れますか」「会社と話し合いできますか」と問いかけられ、「交渉できますよ」との回答に笑みがこぼれたのが、とても印象的でした。

いわてローカルユニオンは、加入と同時にただちに団体交渉申し入れと深夜・残業手当の未払い賃金の請求を行い、会社（本社・福島）と交渉。当初、この会社は「退職金は無い」と告げていたのに、交渉過程で就業規則には退職金規程が存在していることが明らかになり、80万円を超す退職金と深夜手当・残業手当の未払い分を支払わせることができました。相談するところを知らなかったら、明らかに泣き寝入りしていたケースです。

（いわて労連相談センター　工藤和雄）

長時間過密労働・臨時教職員問題の解決を

全教代表団がＣＥＡＲＴへ追加情報を提出

全教は７月１日、８人の代表団で、ＩＬＯ本部にあるＣＥＡＲＴ（教員の地位に関する勧告の適用に関するＩＬＯ／ユネスコ共同専門家委員会）事務局を訪問し、１月８日に行った教員の長時間過密労働の解消と臨時教職員問題にかかわる申立てへの追加情報を提出しました。

異常な働き方は「教員の地位に関する勧告」違反

１月８日の申立ては、全教が実施した「勤務時間調査2012」により、日本の教員の１カ月の平均時間外勤務時間と持ち帰り仕事時間の合計が95時間32分になっている異常な働き方は、ＩＬＯ・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」が遵守されていないと判断し、おこなったものです。

今回のＩＬＯ・ＣＥＡＲＴとの懇談では、「女性教員の働き方」（全教）、「臨時教職員の働き方」（全教臨時教職員対策部）、「北海道における再任用問題と土曜授業問題」（北海道高教組）、「新潟県における臨時教員問題」（新潟公立高教組）、「長野県における教職員の長時間過密労働と非正規教職員の実態」（長野高教組）、「高知県における教職員の長時間過密労働問題」（高知県教組）について、実態に即した報告を行いました。また、京都市教組からは文書で「京都市における教員の長時間労働問題」について追加情報を提出しました。ＣＥＡＲＴ事務局のジョン・センダノイエ氏と労働者活動局のアムリタ・シエタラム氏が応対しました。

教育予算の確保は国際的にも大きな課題

追加情報の提出と口頭による補足は、ＣＥＡＲＴ事務局に、日本の教員の状況をより正確に伝えることになりました。特に関心が示されたのは、持ち帰り仕事の実態です。日本の教員のような働き方が世界的に広がっていることに懸念が表明され、教員の仕事とその影響について、深い理解を示されました。また、政府の緊縮財政政策のもとで教育予算を確保していくことは、国際的にも大きな課題であるとしました。

臨時教員増加の問題では、「安上がりの教育」という背景がある以上、地方財政の力が教育の差になっていく危険性が指摘され、正規の教員が臨時教員に置き換えられることで予算削減がすすめられている事態ではないかとＣＥＡＲＴ事務局が分析していることも判明しました。

ＣＥＡＲＴ事務局のジョン・センダノイエ氏とアムリタ・シエタラム氏（左から４人目・右隣り）と

教育において臨時教員のような低賃金がまかり通っていてもなぜ希望者がいるのか、日本の臨時教員の劣悪な労働条件は理解できないレベルにある、正規教員になりたい夢を持っていてもそれは夢ではくファンタジーではないかと強く指摘するＣＥＡＲＴ事務局の姿勢は、臨時教員の問題を放置できないものとして受け止めると同時に、日本における私たちのとりくみを大いに励ますものとなりました。

意味ある・価値ある要請行動に

ＣＥＡＲＴ事務局は、懇談により日本の教員の問題がより正確にとらえられたと述べ、「今回の申立てについては、日本政府に４月末までの回答を求めていたが届いていない。ＣＥＡＲＴは再度６月に、７月末までの回答を日本政府に要請した。政府の回答のいかんにかかわらず、2015年のＣＥＡＲＴ定期会議で検討されることになる」と全教からの申立ての今後の見通しについて明言しました。

参加者からは「『ＣＥＡＲＴやＩＬＯなんて遠いところの話』と思っていたが、今回のやりとりを通じて、身近な存在だと実感した。しっかり問題点を理解し、改善の方法を一緒に考えてくれている」「新潟県の臨時教員政策の実態について、驚きをもって受け止めていただいた。『これ以上のＩＬＯ条約違反の例を聞いたことはない』という言葉に、意味ある・価値ある要請だと感じた。安倍『教育再生』の嵐が吹き荒れているが、国際的な世論で追い込んでいるのは私たちであると勇気をもらった」などの感想が寄せられました。

全教では、今回の申立てを日本政府や地方教育委員会に対する積極的な勧告に結実させるべく、構成組織の協力を得ながら、2015年の会議に向けて、さらに追加情報を提出する取り組みを進めていきます。

（全教　中央執行委員　小畑雅子）